

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年(2026 年) 3 月 2 日

下関市役所豊浦総合支所長 河村 俊哉

記

1 件名

豊浦総合支所建設農林水産課公用自動車賃貸借

2 契約内容

豊浦総合支所建設農林水産課公用自動車賃貸借仕様書（別紙）のとおり

3 契約期間等

契約期間 契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日（6 0 月）まで

※地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 条）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約。ただし、長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。

4 入札参加条件

- （1）地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （3）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「賃貸借（リース）」の「車両」に登録があること。
- （4）下関市内に本社、支社又は営業所があること。
- （5）入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 下関市豊浦総合支所 2階研修室
- (2) 入札日時 令和8年3月25日(水)午後2時
※入札終了後、入札場所にて開札を行う。

6 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

7 無効とする入札

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足する入札は無効とする
- (3) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読できない入札書によりなされた入札は無効とする
- (4) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のない入札書によりなされた入札は無効とする
- (5) 無権代理人又は1人で2人以上の代理として行った入札は無効とする

8 申請方法

- (1) 提出書類 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
提出書類一覧(様式第2号)
市税に滞納がない旨証する書面(コピー可)
- (2) 提出方法 下関市役所豊浦総合支所建設農林水産課水産係に持参又は郵送し提出すること。
ただし、郵送の場合は、書留郵便物に限り受付けるが、次号に示す期間内に必着のこと。
- (3) 受付期間 令和8年3月16日(月)午後5時までとする。
※なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。
- (4) 問合せ先 下関市役所豊浦総合支所建設農林水産課水産係
(〒759-6301 下関市豊浦町大字川棚 6895 番地 1)
TEL : 083-772-4032
FAX : 083-774-2339

(5) 入札参加資格の決定

審査の結果は、「入札参加資格確認通知書」(様式第3号)で令和8年3月19日(木)までに通知する。承認の通知を受けた者は、入札の参加資格があるものとする。

9 質問方法等

(1) 質問の方法 質問書(様式は問わない)をファクシミリにて提出すること。

下関市役所豊浦総合支所建設農林水産課水産係

FAX: 083-774-2339

(2) 質問の期間 令和8年3月16日(月)午後5時までとする。

(3) 質問の回答 後日速やかに質問提出者のみファクシミリで回答する。

10 入札の方法

(1) 入札者は、入札書(様式第4号)に必要な事項を記入し、記名押印の上、これを封筒に入れ入札執行の日に指定の場所に提出しなければならない。

(2) 入札額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない賃貸借料金(契約対象期間である5年間全てについての総額)を記載すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札参加希望者(法人の場合は代表者)でない者が入札を行う場合は、入札参加希望者が権限を委任する旨を記載した委任状(様式第5号)を入札に先立って提出すること。

(5) 入札会場への入場は、1入札者(個人、法人を問わない。)につき、1人までとする。

(6) 落札価格は、入札書に記載された金額に該当金額の10パーセントに相当する額を加算した金額とする。当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

11 その他

(1) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

(2) 入札日時までに、入札場所に到着しない者は、辞退したものとして取り扱う。

(3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期する。

(4) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

(5) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入

札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

(6) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

(7) 入札書又は見積書などの契約に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」を使用しないこと。